

税務システム等標準化検討会 (第1回)

事務局提出資料
(これまでの標準化の議論等)

令和2年6月15日
総務省自治税務局

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の取組経緯

日付	概要
平成30年6月	自治体戦略2040戦略構想研究会第2次報告(総務省)
令和元年5月	地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI／ロボティクスの活用に関する研究会報告書(総務省)
令和元年8月	自治体システム等標準化検討会(総務省)検討開始 ※住民基本台帳事務
令和元年10月10日	令和元年第8回 経済財政諮問会議
令和元年12月19日	新経済・財政再生計画改革工程表2019 経済財政諮問会議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和元年12月20日	デジタル・ガバメント実行計画 閣議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和2年2月21日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議(第1回) 開催(内閣官房IT総合戦略室)
令和2年2月26日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議幹事会(第1回)開催(内閣官房IT総合戦略室)

○ 改革工程表は、骨太の方針に定められた「新経済・財政再生計画」の改革事項について、改革工程を具体化するもの。平成30年12月に策定され、令和元年12月19日の経済・財政諮問会議で改定され、地方税分野を含む自治体の情報システムの標準化について掲載。

○ 改革工程表と同様の内容について、デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)にも掲載。

改革工程表(抜粋)

骨太における取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	第一階層KPI	第二階層KPI
ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当(内閣府) ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税(総務省) ・就学(文部科学省) ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当(厚生労働省) ・子ども・子育て支援(内閣府・厚生労働省) <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。このほか、各省は以下の事項に取り組む。(略)</p> <p>(2)地方税(総務省)</p> <p>地方税に係るシステムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度の課題整理に基づき、地方自治体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。</p> <p>(略)</p> <p>国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様書が作成された業務の割合</p> <p>【標準仕様について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様書が作成された業務における当該標準仕様書が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

スマート自治体研究会(※) 報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口(※)減少による**労働力の供給制約**

※ 8,726万人(1995) → 6,000万人未満(2040)

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**

(参考)商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

➤ 行政サービスの質や水準に直結しないシステムの**カスタマイズによる重複投資**

→ **住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担**

(参考)1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ

➤ 世界のスピードに間に合うためには、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要**

(参考)米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る / エストニアは起業の手续が短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

方策

原則① 行政手続を紙から電子へ

原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ

原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

〔具体的方策〕

業務プロセスの標準化 / システムの標準化 / AI・RPA等のICT活用普及促進 / 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 / データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化 / セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 / 人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、**自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持**
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ **職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力**
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ **団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う**

スマート自治体を実現するための方策（抜粋）

方策① 業務プロセスの標準化

- ✓ 人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPRを行い、最も効率性に差があるボリュームゾーンを見極めた上で、ベストプラクティスに標準化(取組例:総務省「自治体行政スマートプロジェクト事業」)
- ✓ システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる。

方策② システムの標準化

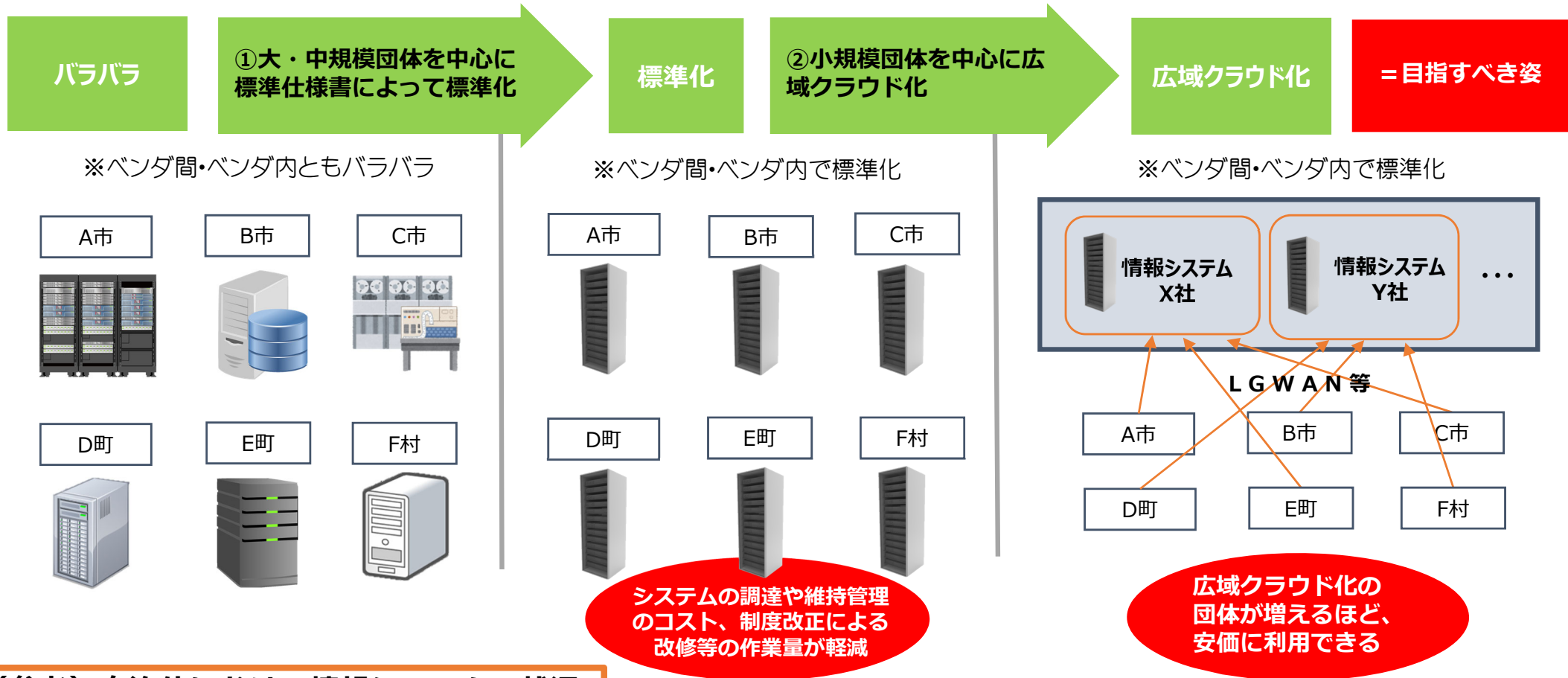
- ✓ 本報告書公表（2019年5月）後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で個別行政分野のシステムの標準仕様書を作成する取組を開始（各行政分野につき原則1年以内）。自治体クラウドは引き続き推進

(留意点)

- 標準仕様書の作成によるのではなく、標準化されたシステムを一元的に調達・配布する方法は、全国的な巨大なベンダロックインに陥るおそれ
- 国が調達・配布したシステムでも、自治体内の他システムとの連携にカスタマイズと追加費用を要する等の理由で使っていない自治体があるものも存在
- ✓ 各行政分野に取り組むが、自治体システムの中核をなす住民記録システムを最優先。自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野も優先的に取り組む。所管府省は、総務省・内閣官房IT総合戦略室と連携
- ✓ ベンダは、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載
- ✓ 自治体は、システム更新時期（5年程度）を踏まえつつ速やかに導入し、遅くとも2020年代に、各行政分野において、複数(※1)のベンダが全国的なサービス(例:LGWAN-ASPサービス)としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに(※2)利用する姿を実現(※3)
 - ※1 ベンダ間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。
 - ※2 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体が独自の施策を行っている場合であって、他の方法での対応が困難であるなどの事由がある場合を除く。
 - ※3 既にある程度標準化が進んでいる人口規模・分野等については、標準仕様書作成のプロセスを経ずにこの姿を実現することも考えられる。

方策③ AI・RPA等のICT活用普及促進

- ✓ (a) 住民・企業等にとって利便性が向上する部分、(b) 自治体行政の課題を抱える部分、(c) 自治体取り組みやすい部分においてAI・RPA等のICT活用を普及促進
- ✓ このうち、数値予測やニーズ予測などAI技術の活用可能性があるもの((a))は、自治体と企業、各府省が検討
- ✓ 業務量が多いなど自治体行政が課題を抱える部分((b))は、業務プロセス・システムの標準化(方策①・②)や電子化・ペーパーレス化(方策④)を通じ、AI等を安価に共同利用できる環境を整備
- ✓ 直ちに導入可能なもの((c))は、自治体は、他団体の導入事例を参考に導入。国は、全国の導入事例を周知、財政支援



(参考) 自治体における情報システムの状況

	独自開発・カスタマイズ団体	ノンカスタマイズ団体 ※ベンダ間の標準化は未実現	共同利用(ASPサービス)団体 ※ベンダ間の標準化は未実現
人口10万以上の市区町村 (291団体※1、 3,104億円 ※2)	242団体(83.2%) ※1	20団体(6.9%)※1	13団体(4.5%)※1
人口10万未満の市区町村 (1,450団体※1、1,682億円※2)	810団体(55.9%) ※1	316団体(21.9%) ※1	112団体(7.7%)※1

※1 各団体数は、「マイナンバー対応における推奨アクションプランに係る調査結果報告書」(2015年2月16日)による地方税システムに係る該当団体数。未回答団体もあるため、合計と不一致
 ※2 各経費は、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)報告書」(2019年5月)の資料8による地方税以外も含む情報システム経費総額(2017年)

參考資料

- これまで自治体クラウドがあまり進んでこなかった指定都市・中核市において、標準化の検討の必要性が認識されてきている。
- 2018年5月には、中核市市長会（2018年度会長市：倉敷市）において、自治体クラウド導入の課題となっている要因を分析する「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」（49市が参加。全中核市がアンケート調査に協力）が設置され、住民記録システム及び印鑑登録システムについて、調達仕様書のひな型を作成
- 2019年2月には、指定都市市長会において、国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化のため、総務財政部会（2018・19年度部会長：神戸市長）のもとに「指定都市市長会税務システムの標準化・共通化研究会」が設置され、税務システムの標準化・共通化の範囲・方向性等について検討中

中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会

【主な調査結果】

- 共同クラウドの実施により2～3割程度のコスト削減効果が期待できる。
 - ・ R F I 参加事業者に対し、「住民記録システム」における単独・共同クラウドと自庁設置方式との見積額（費用積算明細）の提示を依頼。
 - ⇒ R F I 参加事業者7社のうち、4社より見積額の回答あり
- システム導入及び保守業務の調達における仕様書を作成し、共同クラウド導入の検討を後押し
 - ・ 2回のR F Iを経て、基本要件に共通化が可能（業者が対応可能）なカスタマイズ要件を加えた「住民記録システム等導入および保守業務調達仕様書（ひな形）」を作成し、全会員市に送付した。（4月末）

指定都市市長会：平成30年総務財政部会での議論

国の行政手続きコスト削減の取り組みの一環として、国税・地方税間のデータ連携が進められているが、運用システムの違いや事務処理方法の違い等が課題となっており、「税務システムの標準化・共同化」、「情報連携による税務事務の効率化」、「情報連携による課税捕捉の効率化」の3つの視点から情報連携による税務事務の効率化について議論を行った。

【主な意見】

- ・ 税務システムの標準化・共同化については、各市の事務の運用の差を埋めていき、共通化を図ることで、システム改修費の低減にもつながる。（2018年7月）
- ・ 行政は特に、多様なニーズを踏まえてきたことから、システムが独自・複雑化しパッケージソフトが導入しづらくなっている。標準化に向けた研究は大変重要。（2018年12月）

⇒「指定都市市長会税務システムの標準化・共通化研究会」を設置し、税務システムの標準化・共通化の範囲・方向性等について検討中

【スケジュール】

令和2年2月末 税務システムの標準的機能要件の抽出（個人市民税・法人市民税を実施）

令和2年度 総務省税務システム等標準化検討会における標準仕様書案への意見

市区町村における情報システム経費の調査結果（平成29年度分）

1. 情報システム経費の全体像

平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

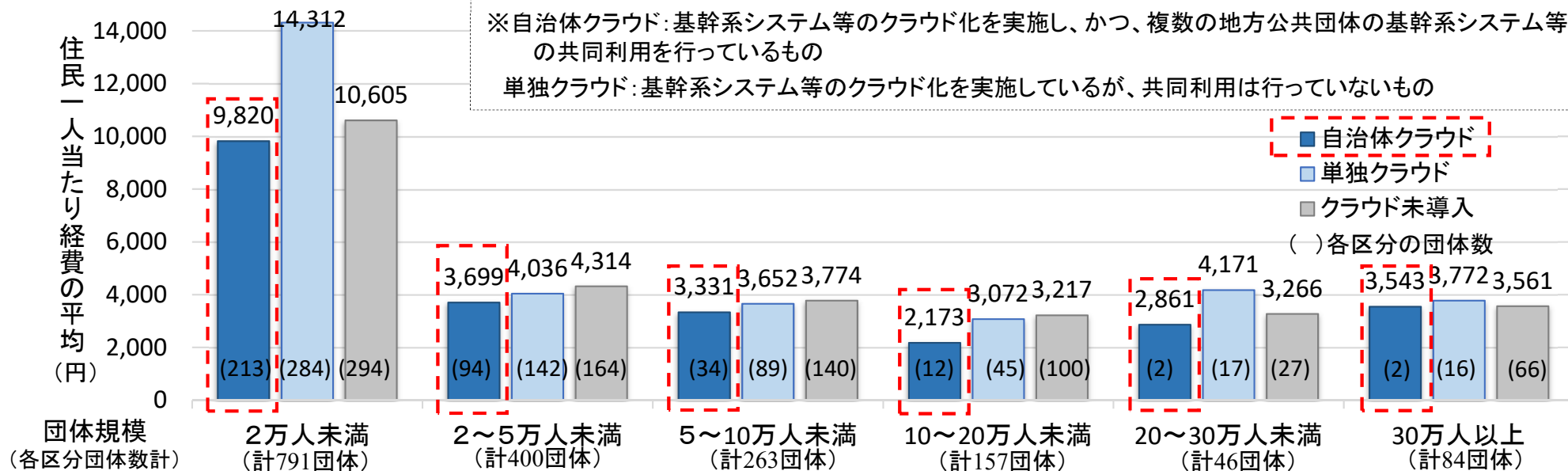
全市区町村の情報システム経費の合計額	住民一人当たりの経費(※)
4,786億円	3,742円

2. 人口規模ごとの状況

(※)4,786億円を住民基本台帳に基づく人口(1億2,790万7,086人、平成29年1月1日時点)で除したもの
なお、全市区町村の平成28年度普通会計決算額は56.5兆円(平成29年度市町村普通会計決算の概要より)

	2万人未満	2～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20～30万人未満	30万人以上
人口規模区分の総経費(億円)	487	531	664	692	409	2,003
住民一人当たり経費 人口規模区分平均(円)	11,724	4,071	3,675	3,096	3,583	3,601
人口規模区分における 一団体当たり経費(億円)	0.6	1.3	2.5	4.4	8.9	23.8

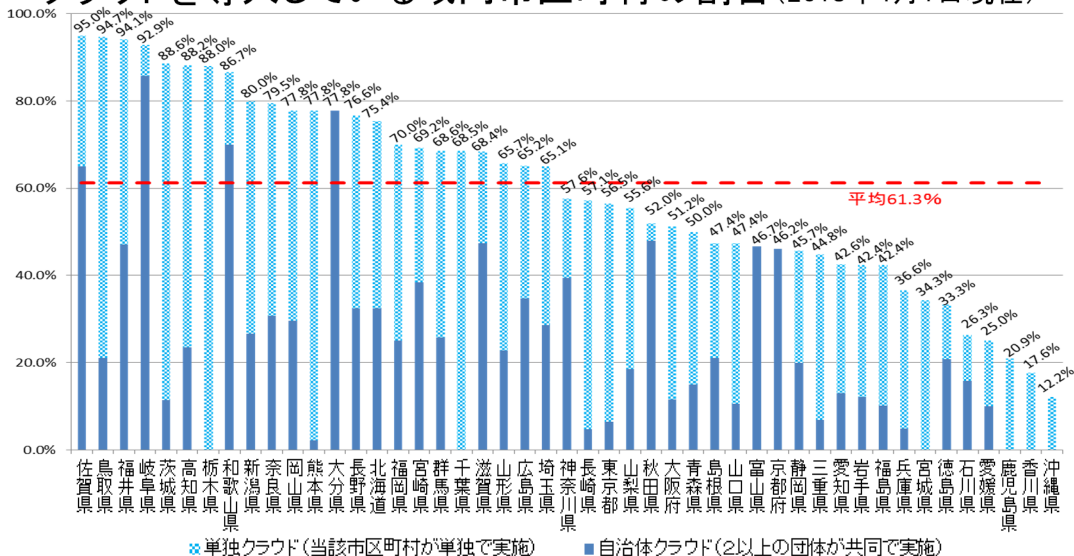
3. クラウド導入団体と未導入団体の状況



市区町村における基幹業務システムのクラウド導入の現状

- 都道府県において、県内市区町村のクラウド導入の状況にはばらつきがある。
- 人口5万未満では約3割、人口5万以上20万未満では約5割がクラウドを導入していない。
- 人口20万以上の自治体では、約5割がクラウド導入を行っておらず、複数団体でのクラウド導入は、約3%しかない。

クラウドを導入している域内市区町村の割合(2018年4月1日現在)

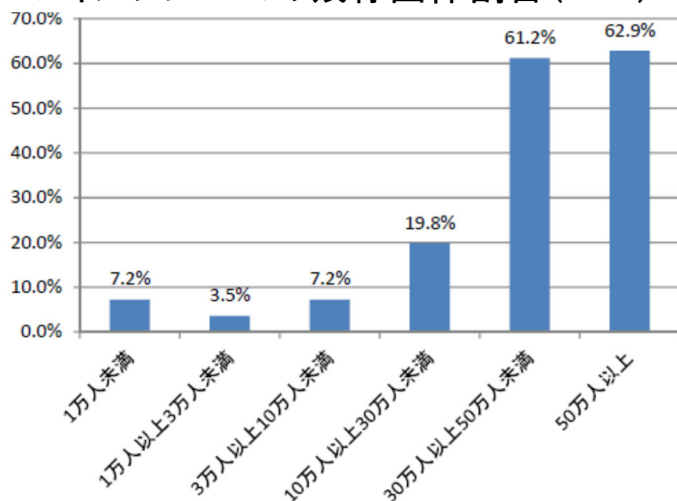


基幹業務システムのクラウド導入状況(団体規模別)

	5万人未満		5万人以上 20万人未満		20万人以上		合計
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
自治体クラウド 導入済み	349	29.1	54	13.1	4	3.0	407
	91	7.6	22	5.4	3	2.3	116
単独クラウド 導入済み	474	39.6	152	37.0	41	31.1	667
	42	3.5	46	11.2	16	12.1	104
未導入	242	20.2	137	33.3	68	51.5	447
合計	1,198	-	411	-	132	-	1,741

※「自治体クラウド」は、複数の地方自治体による共同クラウドを指す。

メインフレームの残存団体割合(H26)



人口20万以上でクラウド導入済みの団体一覧

- 自治体クラウド(4団体)
 - 【指定都市】なし
 - 【中核市】豊橋市、岡崎市
 - 【特別区】なし
 - 【それ以外】長岡市、富士市
- 単独クラウド(41団体)
 - 【指定都市】千葉市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
 - 【中核市】函館市、福島市、前橋市、高崎市、越谷市、柏市、八尾市、尼崎市
 - 【特別区】品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区
 - 【それ以外】伊勢崎市、太田市、草加市、松戸市、市原市、府中市、西東京市、町田市、厚木市、大和市、福井市、春日井市、東浦町、明石市、松江市、佐賀市、鈴鹿市

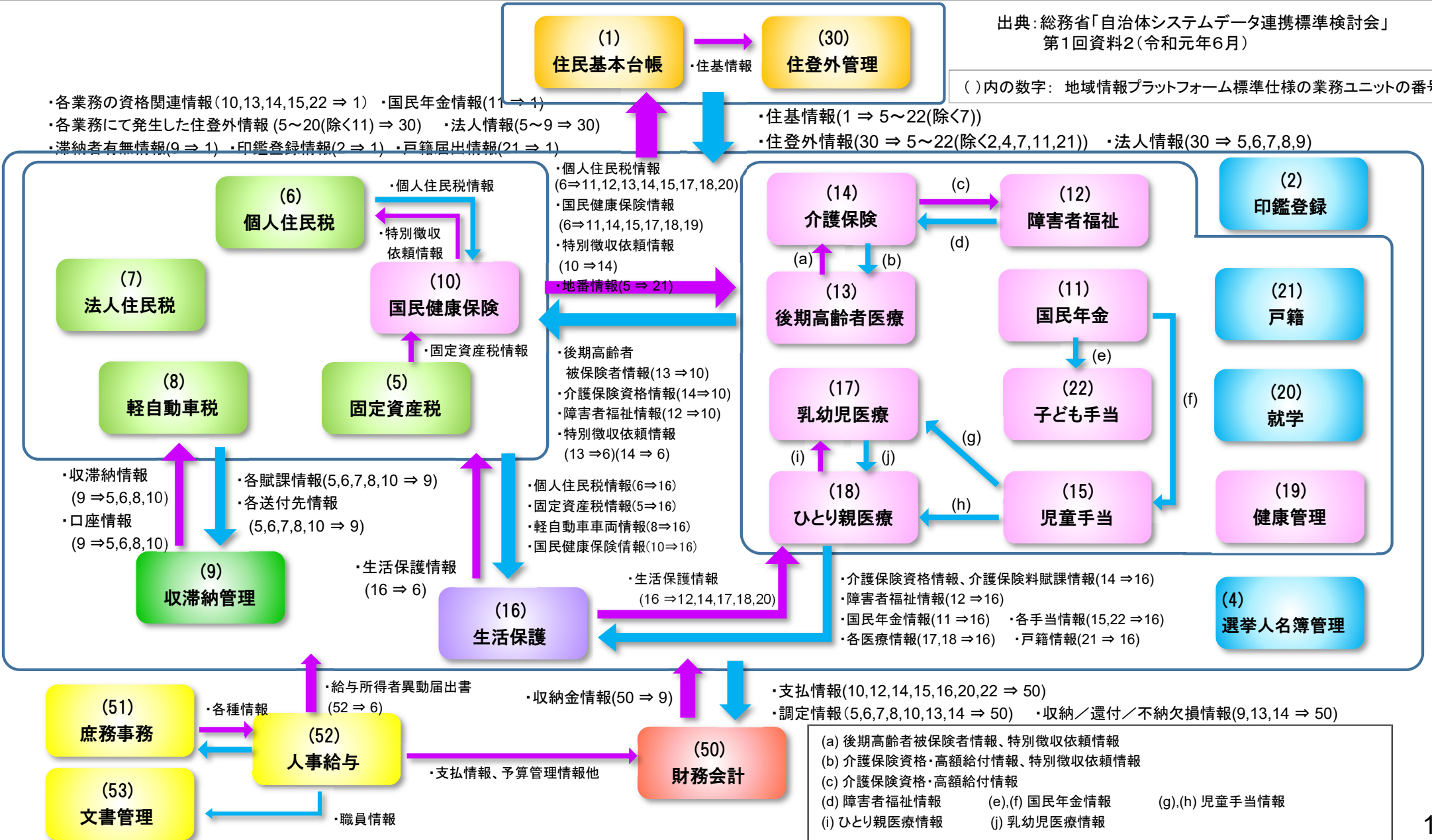
自治体の情報システム間の連携（イメージ）

令和元年12月13日
第32次地方制度調査会 第28回専門小委員会資料

○ 自治体においては、住民記録（住民基本台帳）システムを基礎に、法定の自治事務（例：個人住民税、介護保険、国民健康保険）、法定受託事務（例：戸籍、国民年金、生活保護）、法定外事務（例：印鑑登録、住登外管理）を主に処理するシステムが連携して業務が行われている。

出典：総務省「自治体システムデータ連携標準検討会」
第1回資料2（令和元年6月）

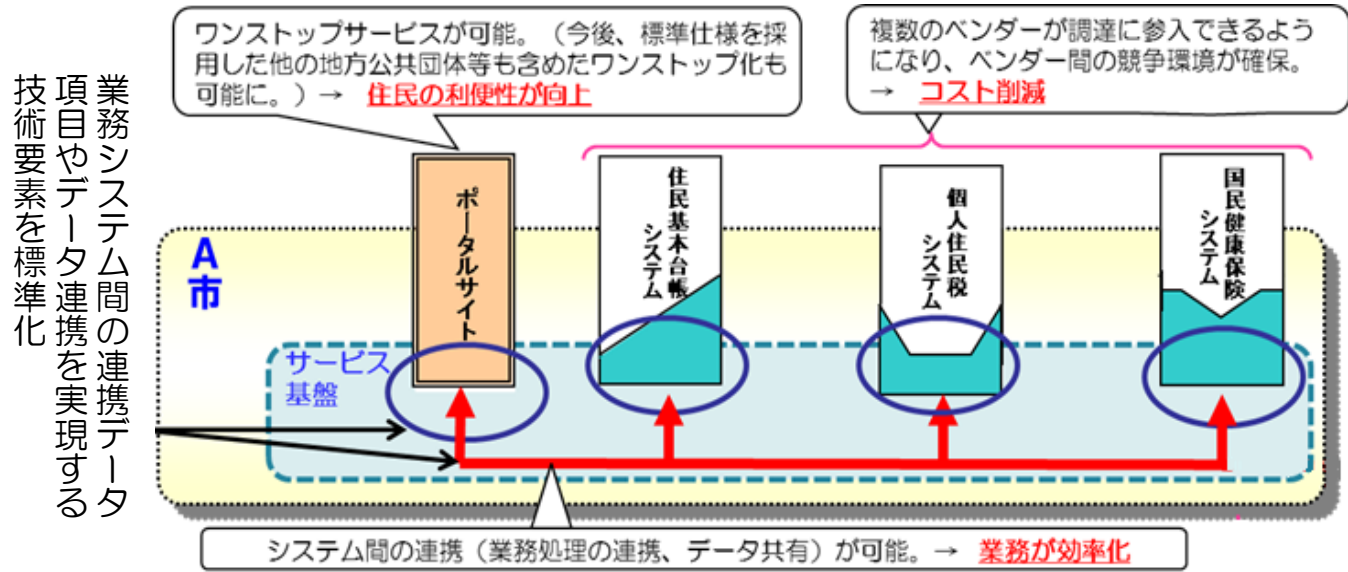
（ ）内の数字：地域情報プラットフォーム標準仕様の業務ユニットの番号



地域情報プラットフォームとは

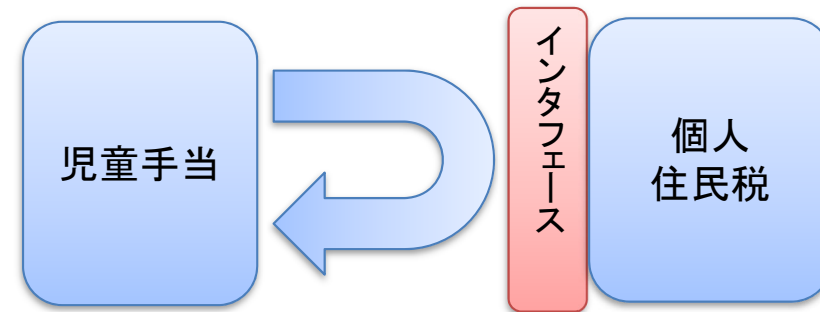
- 自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等**26業務**の情報システムについて標準化（団体内統合宛名、防災、教育等の基幹系以外の業務・機能を含めると32システム）。
- 総務省事業として策定し、（一財）全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中。

＜地域情報プラットフォームの構造及びメリット＞



＜例：児童手当の場合＞

- 「児童手当」の業務では「所得」の情報が必要。
- 必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されることにより、異なるベンダー同士のシステムでも情報のやり取りが可能。



地域情報プラットフォームのメリット

- 業務ごとに最適な製品を選定可能とし、**コスト削減**、**業務の利便性向上**が可能。
- 業務ごとにベンダーが異なる状況（**マルチベンダー**）が実現可能（地域情報プラットフォームにおいては、必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されるため、どのベンダー同士でも情報のやり取りが可能）。

中間標準レイアウト仕様とは

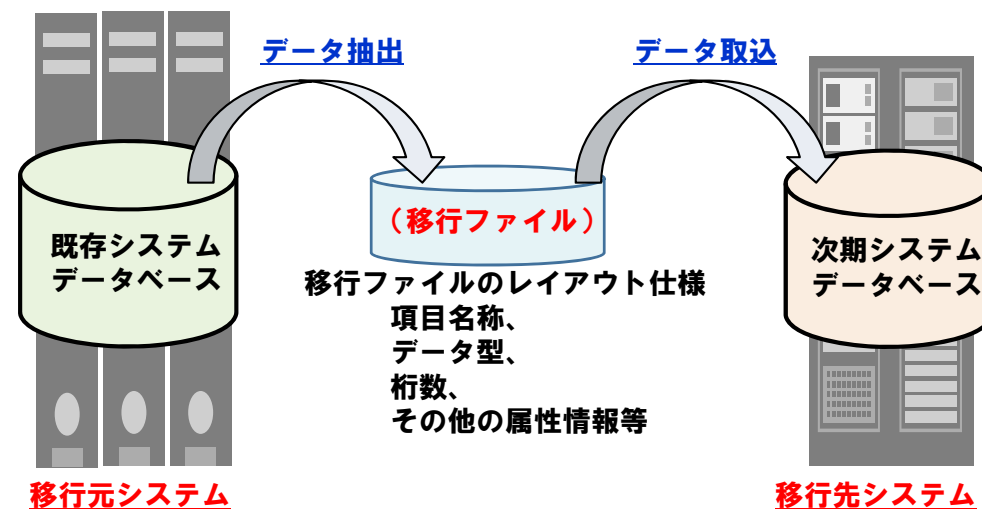
- 市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。

- ・平成24年6月V1.0総務省から公開
- ・平成27年5月V2.1総務省から公開
- ・平成29年4月V2.3総務省から公開
- ・平成31年4月V2.5総務省から公開
- ・平成26年4月V2.0総務省から公開
- ・平成28年4月V2.2総務省から公開
- ・平成30年4月V2.4総務省から公開

※J-LISが、平成25年4月(当時はLASDEC)から維持管理を担当

■ 対象業務は23

- | | | |
|------------|-------------|-------------------|
| 1. 住民基本台帳 | 9. 法人住民税 | 17. 児童手当 |
| 2. 印鑑登録 | 10. 軽自動車税 | 18. 生活保護 |
| 3. 住登外管理 | 11. 収滞納管理 | 19. 障害者福祉 |
| 4. 戸籍 | 12. 国民健康保険 | 20. 財務会計 |
| 5. 就学 | 13. 国民年金 | 21. 人事給与 |
| 6. 選挙人名簿管理 | 14. 介護保険 | 22. 文書管理 |
| 7. 固定資産税 | 15. 後期高齢者医療 | 23. 子ども・子育て
支援 |
| 8. 個人住民税 | 16. 健康管理 | |



※コンビニ交付(コンビニ交付証明発行サーバとの連携用)については、v2.4(平成30年4月公開)で新規追加していますが、平成31年4月公開時点での改訂はなし

中間標準レイアウト仕様のメリット

- 多額のデータ移行費用を原因とするベンダーロックインの解消が可能。
- 自治体クラウドの推進に際しても、異なるベンダー間でのシステム更改におけるデータ移行費の削減、また、将来的なデータ移行費の削減が可能。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日)抜粋

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

(中略)

(地方自治体のデジタル化の推進)

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。**自治体行政の様々な分野(※)で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。**関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能なAIを開発し、全国に広げていく。ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、**財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。**

総務省は、Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を2019年末までに明確化する。

地方自治体が保有するデータについて、個人情報保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

(※) 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護保険事務、保育所入所審査等

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)(抄) 1

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

11.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。

上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。特に地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉及び就学業務については、速やかに地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。

このほか、各省は以下の事項に取り組む。

①住民記録（総務省）

すでに検討に着手している住民記録システムについては、2020年（令和2年）夏頃までに地方公共団体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。

②地方税（総務省）

地方税に係る情報システムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度（令和元年度）の課題整理に基づき、地方公共団体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、2020年（令和2年）夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)(抄) 2

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスや情報システム設計に見直すことにより、導入地方公共団体を広げるための改善策を検討する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。

児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。

④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに地方公共団体の業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する。

内閣府、総務省及び厚生労働省は、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）に、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める業務について、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。

内閣官房は、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行う。

内閣官房及び関係府省は、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行うため、早期に「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」を組織、運営する。

内閣官房及び関係府省は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方公共団体への適時適切な情報提供を行う。

国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論等も踏まえ、関係府省と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。

KPI：対象業務に対して、実際に標準仕様を作成された業務の割合

KPI：標準仕様を作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合